

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨
議事録

HP版議事録

(整理番号0752)

本審議会 第440回

令和3年7月2日 公開

開催日時	令和3年7月2日(金)	13時30分～14時15分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人 (開始時 4 人)	定数 5 人
主要議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 群馬地方最低賃金審議会運営規程の一部改正について 2 令和3年度群馬地方最低賃金審議会の運営について 3 群馬県最低賃金の改正決定について(諮問) 4 群馬県最低賃金専門部会の設置について 5 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について 6 令和3年度最低賃金に関する実態調査の実施について 		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日で出席の委員は、公益代表委員5名・労働者代表委員3名・使用者代表委員4名の合計12名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告申し上げます。</p> <p>なお、後日議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますよう宜しくお願いします。</p>
事務局	<p>それではただいまから、第440回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。</p>

議事に入るまでの間は、事務局において司会進行を務めさせていただきます。

賃金室長の摩庭でございます。よろしくお願いいたします。

恐縮ではございますが、これから先は着座にて進めさせていただきます。

本日は、本年4月に任命させていただきました第48期の最低賃金審議会委員の皆様による第1回目の会議でございます。

委員にご就任いただきました皆様の委嘱状につきましては、労働局長からお渡しすべきところではございますが、時間の関係もありますので、先に郵送させていただいております。失礼とは存じますが、ご容赦いただきますようお願いいたします。

お手元の資料1をご覧ください。

名簿の順に従いまして、本日ご出席の第48期の最低賃金審議会委員の皆様をご紹介させていただきます。

委員の皆様は着座のまま結構でございますので、よろしくお願いいたします。

まずは、公益代表委員といたしまして、 委員、 委員、 委員、 委員、 委員。

次に労働者代表委員といたしまして、 委員、 委員、 委員、 委員並びに 委員はご都合により欠席されております。

次に使用者代表委員といたしまして、 委員、 委員、 委員、 委員、 委員は少々遅れるとの連絡をいただいております。

委員の皆様におかれましては、本年度の調査審議につきまして、よろしくお願いいたします。

次に資料2をご覧ください。

私ども事務局の紹介をさせていただきます。

労働局長の丸山でございます。

労働基準部長の福永でございます。

賃金室長補佐の塚越でございます。

賃金室労働基準監督官の杉本でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

審議会の開催にあたりまして、丸山労働局長からご挨拶を申し上げます。

労働局長

令和3年度の第1回目の審議会の開催にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、第48期群馬地方最低賃金審議会委員をお受

けいただき、厚く御礼を申し上げます。また、本日は大変お忙しい中、第 440 回群馬地方最低賃金審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から、それぞれのお立場から、最低賃金行政をはじめとして、労働行政全般の円滑な運営に多大な御理解・御協力を賜っておりますことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、群馬県内の経済状況でございますが、昨日、日本銀行前橋支店が発表いたしました群馬県金融経済概況によりますと、「県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状態にあるが、基調としては持ち直している。」とされております。

また、県内の雇用情勢につきましては、令和 3 年 5 月の有効求人倍率は、1.22 倍と、前月から 0.03 ポイント増加し、新規求人数についても、前年同月に比較して 10.9%、1,022 人の増加となっておりますが、コロナ感染症拡大前の前々年同月と比較しますと、新規求人数はマイナスの 33.7%となっております。

一方、中央では先月 18 日に経済財政運営と改革の基本方針 2021 及び成長戦略実行計画が閣議決定されました。

これを受けて、先週の 22 日に開催されました中央最低賃金審議会におきまして、厚生労働大臣から「地域別最低賃金額改正の目安について、経済財政運営と改革の基本方針等に配意した調査審議を求める。」との諮問が行われました。その後、既に 2 回の目安に関する小委員会が開催されております。

このような情勢を踏まえ、本日、群馬県最低賃金の改正決定の諮問をさせていただくことといたしました。地域別最低賃金は、「地域における労働者の生計費」、「労働者の賃金」、「事業の賃金支払能力」を考慮して定めることとされております。委員の皆様には、大変御苦勞をおかけすることとなりますが、当県の実情を踏まえ、調査審議を行っていただき、御答申をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、これから暑い季節を迎えることとなります。お身体にはくれぐれも御留意いただきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくようお願い申し上げます。

事務局

本審議会の会長、会長代理の選出に進ませさせていただきます。

会長は、最低賃金法第 24 条第 2 項により、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」となっており、また会長代理は、同法第 24 条第 4 項により「選挙されたものが会長の職務を代理す

	<p>る。」となっております。</p> <p>慣例によりますと、まず公益委員で互選していただき、その後に労使の委員にお諮りするというのが採られておりますが、今回もその方法でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは公益委員から、事前に互選しました結果をいただいておりますので発表いたします。</p> <p>会長には■■■■委員、会長代理には■■■■委員をそれぞれ選出することとでございます。</p> <p>労使の委員の皆様にお諮りいたします。いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>全会一致で選任されたことを確認させていただきます。</p> <p>それでは会長になられました■■■■委員、会長代理になられました■■■■委員から、ご挨拶をいただきたく存じます。</p> <p>最初に■■■■委員からお願いいたします。</p>
会長	<p>ただいま、会長に選出していただきました■■■■でございます。</p> <p>昨年来の新型コロナウイルス感染拡大という大きな社会問題が生じたことによりまして、群馬県内外の経済情勢、雇用情勢、社会情勢等、混沌としているという認識でございます。</p> <p>そのような中、会長に就任いたしますことにつきましては、誠に身の引き締まる思いでございます。</p> <p>審議会の議事の運営につきましては、審議に基づきまして、誠実に職務を果たして参りたいと考えております。委員の先生方のご指導とご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、■■■■委員をお願いいたします。</p>
会長代理	<p>ただいま会長代理に選出していただきました■■■■と申します。昨年度に引き続きまして会長代理を務めさせていただくことになりました。</p> <p>ただいま会長からもお話ありましたとおり、コロナの情勢が、ま</p>

	<p>だ収まっていないものと認識しております。ただいろいろな問題がありますが、この審議が円滑で且つ闊達なものとなりますよう、会長を補佐していきたいと考えております。私も弁護士としての立場からいろいろな意見を言わせていただきながら、公正な審議になりますよう努めて参りたいと思っておりますので、皆様のご協力をいただけたらと思っております。</p> <p>どうぞよろしく願います。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これからの議事進行につきましては、 会長に願います。</p> <p>よろしく願います。</p>
会長	<p>はい。それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>最初に、群馬地方最低賃金審議会運営規程の一部改正について、事務局から説明を願います。</p>
事務局	<p>はい。群馬地方最低賃金審議会運営規程の改正案をご提案させていただきます。ご説明いたします。</p> <p>資料3に規程改正案、資料4に現行規程、資料5に新旧対照表を用意いたしましたので、ご覧ください。</p> <p>資料5の新旧対照表のとおり、今回の大きな改正点は2点ございます。</p> <p>1点目は、今般のテレビ会議システムの普及状況を踏まえ、会議への出席の在り方を変更すること。</p> <p>2点目は、内閣官房行政改革推進本部事務局から、書面、押印、対面の手続を見直すとの方針が示されたことに伴い、議事録への署名を廃止することです。</p> <p>その他の細かい点につきましては、主に文言整理でございます。ご審議をいただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、議事録への署名を廃止とした場合、事務局において作成した議事録の案を、委員の皆様全員にメールでお示しいたしまして、ご確認をいただく予定としております。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>はい。ただいま、事務局から群馬地方最低賃金審議会運営規程の一部改正について説明がございました。これについて、ご意見、ご質問等ありましたら願います。</p>

	<p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>会長</p>	<p>特によろしいでしょうか。 それでは、事務局案を承認いただいたということでよろしいでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>会長</p>	<p>今回の改正は、時代に即したものであり、群馬地方最低賃金審議会運営規程を案のとおり改正し、本日付で施行することといたします。</p> <p>なお、内容確認のため、議事録の案が事務局からメールされるということです。ご確認をお願いいたします。</p> <p>次に、令和3年度群馬地方最低賃金審議会の運営について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。資料3、案が取れまして改正されました群馬地方最低賃金審議会運営規程をご覧ください。</p> <p>まず、審議会の公開・非公開につきましてご説明いたします。</p> <p>審議会の運営規程第6条第1項では、「会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。」とされております。</p> <p>審議会の会議につきましては、従来から、同項の原則どおり公開されております。</p> <p>また、第7条2項では、「議事録及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。」とされております。</p> <p>議事録及び資料につきましても、従来から同項の原則どおり公開されております。</p> <p>加えて、昨年度からは当審議会のご了解をいただきまして、議事録及び資料につきましては、労働局ホームページにも掲載されております。</p>

<p>会長</p>	<p>次に審議会の日程でございます。</p> <p>現在のところ、中央最低賃金審議会の答申日が確定しておりませんので、今後、これに合わせて、審議会の日程を調整させていただきたく存じます。ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい。ただいま、事務局から、令和3年度の審議会の運営について説明がございました。</p> <p>審議会の会議は、従前より公開しております。加えて、議事録等につきましても、労働局ホームページへの掲載を含め公開しております。</p> <p>審議会運営規程第6条第1項及び第7条第2項の運用について、本年度も従前どおりの方法で公開としてよろしいでしょうか。</p> <p>また、審議日程につきましては、後ほど調整させていただくこととしてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>審議会の会議及び議事録等は例年どおり公開いたします。</p> <p>また審議日程につきましては、後ほど調整させていただくこといたします。</p> <p>その他運営規程も含め、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>会長</p>	<p>特にご意見等ないようですので、本年度はこの運営規程に基づき審議していきたいと存じます。</p> <p>なお、審議にあたって事務局には、コロナウイルス感染症感染防止対策をしっかりとっていただくようお願いいたします。</p> <p>次に、群馬県最低賃金の改正決定及びその諮問について、労働局からお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>最低賃金法第12条の規定に基づき、群馬県最低賃金の改正のため、群馬地方最低賃金審議会の調査審議を求める諮問文を、丸山局長から、 会長にお渡しいたします。</p>
<p>労働局長</p>	<p>審議の程、よろしくお願いいたします。</p>

<p>会長</p>	<p>お受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">【局長より会長に諮問文を手交】</p> <p style="text-align: center;">【諮問文（写）を各委員に配付】</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、労働局長から群馬県最低賃金の改正諮問をお受けいたしました。</p> <p>これについて、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>丸山局長から群馬地方最低賃金審議会へ調査審議を求める諮問をさせていただきましたので、その諮問文の写しを委員の皆様にお配りをさせていただきました。</p> <p>諮問文を読み上げさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【諮問文（写）を朗読】</p>
<p>事務局</p>	<p>以上が諮問文でございます。</p> <p>令和3年度の群馬県最低賃金の改正決定に係る諮問に際しまして、その経過について、ご説明を申し上げます。</p> <p>昨年度も、本審議会に群馬県最低賃金の改正決定に係る諮問をさせていただきましたところ、中央最低賃金審議会から目安が示されないという状況下にもかかわらず、群馬県の経済情勢、雇用情勢等に配慮の上、慎重にご審議を重ねていただき、「2円の引上げが適当である」との答申をいただきました。結果、群馬県の最低賃金は「837円」に改正されたところでございます。</p> <p>さて本年度は、6月22日に中央最低賃金審議会が開催され、厚生労働大臣から地域別最低賃金の改定の目安について、6月18日に閣議決定された骨太の方針等に配慮した調査審議を求める諮問がなされました。</p> <p>群馬県におきましても、このような状況も踏まえ、群馬県最低賃金の改正決定について、諮問させていただいたところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただいまの諮問文及び労働局の説明について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。</p>

	【特になし】
会長	<p>特にないようです。改めまして、諮問をお受けいたします。</p> <p>次に、群馬県最低賃金専門部会の設置について、労働局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。最低賃金法第25条第2項では、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について、調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」とされています。</p> <p>そして、同条第3項で、専門部会は労働者、使用者及び公益を代表する委員、各同数をもって組織する旨が定められており、最低賃金審議会令第6条第1項で、「専門部会の委員の数は9人以内とする」とされています。</p> <p>これに基づきまして、専門部会は従来から、労働者、使用者及び公益を代表する委員各3名、合計9名の委員で構成されております。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>はい。本年度も規定に基づき、労働者、使用者及び公益を代表する委員各3名の専門部会を設置することといたします。</p> <p>この件について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。</p>
	【特になし】
会長	<p>ご意見等ないようですので、続いて専門部会委員の選任手続き等について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。最低賃金審議会令第6条第4項では、同審議会令第3条を準用し、「地方最低賃金審議会に置かれる専門部会の、関係労働者を代表する委員又は関係使用者を代表する委員を任命しようとする時は、関係者に対し、相当期間を定めて候補者の推薦を求めなければならない。」とされています。</p> <p>つきましては本日、審議会終了後、委員の推薦公示を行う予定としております。その後、推薦のありました方の中から、局長が委員を任命させていただくこととなります。</p> <p>公労使の委員が決まりましたら、第1回の専門部会を開催させていただきます。</p>

<p>会長</p>	<p>また、最低賃金法第 25 条第 5 項の規定により、関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示につきましても、この後行う予定でございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>専門部会の選任手続き、意見聴取の公示についての説明でしたが、これについて、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>会長</p>	<p>特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。資料 6 をご覧ください。</p> <p>最低賃金審議会令の抜粋といたしまして、最低賃金審議会令の第 6 条第 5 項がございます。</p> <p>この規定では、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。」となっております。</p> <p>専門部会の議決が全会一致の場合に限り、この規定を適用してきました。</p> <p>今年度の群馬地方最低賃金審議会における、この規定の適用の可否につきまして、ご審議をお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ただいま、事務局から最低賃金審議会令第 6 条第 5 項について、説明がございました。</p> <p>例年と同様の取扱いでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、例年同様、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用して、「専門部会の議決が全会一致で行われた場合に限り、専門部会で決まったことをもって、当審議会の決議とすることができる。」とさせていただきます。</p> <p>次に、最低賃金の審議を行うに当たって、労働局で調査を行っているということですので、事務局から説明をお願いいたします。</p>

事務局

はい。それでは、令和3年度最低賃金に関する実態調査につきまして、説明をさせていただきます。

資料7をご覧ください。

令和3年度最低賃金に関する実態調査としまして、賃金改定状況調査と、最低賃金に関する基礎調査、この2つの一般統計調査を行っております。

まずは、賃金改定状況調査について、説明をさせていただきます。

この調査は毎年中小企業の労働者の1年間における賃金の上昇率を把握するために実施しております。

調査は、中央最低賃金審議会の資料として使用することを目的として行っております。

調査の対象地域は群馬県全域、対象業種は製造業や小売業等資料に記載のとおりとなっております。企業規模は、常用労働者が30人未満の規模が対象となっております。従いまして、比較的最低賃金の労働者が多い産業及び規模の事業所が調査の対象となっております。

調査依頼数は約300件になります。

調査事項は昨年度6月分及び今年度6月分の賃金を調査しております。

調査方法は通信調査で実施しております。調査対象となった事業所の回答方法は、郵便報告方式とオンライン報告方式となっております。

続きまして、最低賃金に関する基礎調査について、説明をさせていただきます。

この調査は中小企業の労働者の賃金実態等を把握するために実施しております。

調査は地方最低賃金審議会の資料として使用することを目的として行っております。

調査の対象地域は群馬県全域、調査の対象となっている業種は製造業や小売業等資料に記載のとおりです。調査対象の企業規模は製造業や新聞業及び出版業は労働者数が100人未満の事業所で、それ以外の業種につきましては、労働者数が30人未満の事業所となっております。賃金改定状況調査同様、比較的最低賃金の労働者が多い産業及び規模の事業所が調査の対象となっておりまして、最低賃金の労働者の実態を明確に把握できるようにしております。

こちらの調査の依頼数は約2,030件になります。

調査事項は今年度6月分の賃金を調査しております。

調査方法は通信調査で実施しております。賃金改定状況調査と同様、調査の対象となった事業所の回答方法は、郵送報告方式とオン

ライン報告方式となっております。

説明させていただきました調査の集計結果につきましては、次のページです。今年度の地方最低賃金審議会の審議終了の4か月後に、厚生労働省のホームページ及び政府統計が確認できるポータルサイトの e-stat へ掲載されます。

また、今までの地方最低賃金の審議会と同様、令和3年度も第2回群馬県最低賃金専門部会において、最低賃金に関する基礎調査結果の概要については、公表させていただく予定としております。

調査結果内容につきましては、平成28年経済センサス活動調査の結果に基づく、平成30年次の事業所母集団データベースの産業分類ごとの労働者数により復元して、集計を行っております。

以上、簡単ではございますが、令和3年度最低賃金に関する実態調査の説明をさせていただきました。この調査が委員の皆様のお役に立てば幸いと存じますので、よろしくお願いいたします。

会長

はい。ありがとうございます。

この調査につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。

【特になし】

会長

特にないようですので次に進ませていただきます。

その他につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

はい。事務局から、4点ご説明させていただきます。

先に、資料に関して3点ご説明いたします。

1点目は、資料8にあります群馬県特定最低賃金申出意向表明状況でございます。

改正の申出につきましては、平成28年経済センサス活動調査結果をもとに、最低賃金実態調査結果を踏まえて推計した適用労働者の、概ね3分の1以上の者に労働協約が適用されていること又は合意があることが、申出の要件となっております。

ご確認をいただきますようお願いいたします。

2点目は、資料9、10にあります、要請及び声明でございます。

資料9は、6月18日付けで、XXXXXXXXXXから、群馬県地方最低賃金審議会会長及び、群馬労働局長あてに提出された、最低賃金の抜本的な引上げ、改善を求める要請書の写しでございます。6及び7ページに7項目の要請事項がございます。この要請書には、資料として表及び相関図が添付されております。

<p>会長</p>	<p>にもあるところでございます。今年度の取り扱いにつきまして、審議会としての意見・意向がございましたら、ご協議いただきますようお願いいたします。</p> <p>はい。ただいま、事務局から専門部会の運営について、説明がございました。</p> <p>まず、専門部会の運営について、審議会としての意向を示すことについてお伺いいたします。</p> <p>昨年同様、専門部会に対し審議会としての意向を示すこととしてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>会長</p>	<p>はい。意向を示すことについてご賛同をいただきましたので、意向の内容について、委員の先生方のご意見をいただきたいと思えます。</p> <p>まず、労働者代表委員の先生方、ご意見がございましたらお願いいたします。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>はい。労側■■■■でございます。</p> <p>例年通り、率直な意見の交換ができなくなる恐れがあると思えますので、非公開でよいと思えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、使用者側委員の先生方は、いかがでしょうか。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>はい。今、労側の意見がありましたが、使用者側の■■■■でございますが、同様でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただいま、労働者側委員、使用者側委員から、ご発言がありましたが、その他の労使の委員の先生方、ご意見はございますでしょうか。いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>そうしましたら公益の先生方、ご意見はございますでしょうか。</p>

	<p style="text-align: center;">【特になし】</p> <p>会長 はい。では、意見が出尽くしたようですので、まとめさせていただきます。</p> <p> 労使委員からは、「率直な意見の交換が損なわれるおそれがある」ため、「専門部会は非公開」との意見がございました。</p> <p> この非公開理由は、審議会及び専門部会運営規程の定めに該当するものでございます。</p> <p> つきましては、審議会の意向としては「当初から専門部会は非公開とすべきである」としてよろしいでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>会長 はい。それでは、審議会の意向は、「専門部会は非公開とすべきである」ということを確認いたします。</p> <p> ただし、最終的には専門部会の非公開については、部会長が判断することとなることを、再度確認いたします。</p> <p> その上で、専門部会における決定の際の参考としていただけるよう、「当初から専門部会を非公開とすべきである。」との審議会の意向を専門部会に伝えることとしてよろしいでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>会長 はい。ご賛同をいただきました。</p> <p> それでは、そのようにいたします。</p> <p> 本日の議事は以上ですが、全体として、ご意見等がございましたらお願いいたします。</p>
	<p style="text-align: center;">【特になし】</p> <p>会長 はい。事務局からは何かございますでしょうか。</p> <p>事務局 特にございません。</p> <p>会長 はい。それでは以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しました。</p> <p> 今後の会議では、いろいろな資料をもとに、金額審議をすることになります。</p>

<p>委員の先生方には、十分な審議をお願いいたしたいと思います。 これで、第 440 回群馬地方最低賃金審議会を閉会といたします。 ご審議誠にお疲れ様でございました。</p>
